

平成28年 6月 9日

## 質問書

東村山市子ども家庭部長  
野口 浩詞 様

東村山学童保育連絡協議会  
会長 青木 宏二郎

「お断り：以下の文は、各児童クラブから出された意見を、極力そのままの形で提示するものです。内容の重複や承前の事柄なども含まれている点、ご承知おきください。」

### 1、児童クラブ職員について

- (1)民営化後の職員について、現職の職員の方が、民営化後も民間企業に転籍する形で継続雇用を希望される場合、優先して採用することを企業選定の条件として頂けないでしょうか？ 希望される方がいるかどうか不明ですが、現職の方が少しでも残って頂けるのであれば、引継ぎの不備による混乱も軽減できるのではないかと考えます。
- (2)児童クラブに携わる職員（雇用）の確保が困難な状況といわれるが、延長保育という利用者の要望に沿うために配置する、職員の雇用条件や待遇の見直しをすることは、公設公営でそんなに難しくできないことなのか。
- (3)職員の総入れ替わりは子供にも影響があると思う。嘱託職員やパート職員は民営化になっても残れるのか。また、残れない場合、経過措置として1名ずつの交代等をお願いしたいがどうか。
- (4)慣れた職員の方が新年度から全くいなくなってしまうと、不安になる子どももいるかと思うので、元々の職員の方も全員でなくとも何人かは引き続きいられる形での態勢にして頂きたいがそのあたりはどのような形になるのか知りたい。
- (5)民営化すると、職員の経験が浅い、入れ替わりが激しい、正規職員がいない、等の事が懸念される。その点についての不安に答える対応は考えているのか。
- (6)職員の待遇が改善されるとは思えない。改善されると考えるならばその根拠は何か。
- (7)職員が集まらないのは、学童だけか？保育園はどうなのか。また正規職員の補充は保育園なども行っていないのか。
- (8)正規職員以外の職員を指定管理先で任用も可能とあります。正規職員を新規採用せず、嘱託職員の確保が難しいという報告がある中で指定管理先に嘱託職員を任用された場合、また職員の不足が発生するのではないのでしょうか。今後の、嘱託職員の確保について改善案はありますか。
- (9)民営化での指導員の質の問題  
公設公営の指導員さんには、市の職員でありまた保育を担当する指導員であるという、誇りとプライドがあり、責任をもって指導してくれていると思います。しかし、民間で採用

された教職員の免許を持った人でも、就職、退社は当然自由であり、結婚、夫の転勤、転職など、職員がコロコロ変わってしまうリスクが大きく、児童には見守ってくれている第2のお母さんのような存在には成り得ないと思います。そこまで要求するのも過剰であるとは思いますが、児童にとっても保護者にとっても、指導員長さんみたいなものが常にいるということは、とても心強く安心できています。

昨今、保育者、介護者の待遇見直しが問題となっていますが、それは多数の民営化事業が安い給料で雇っているからであり、今後は給料を上げる⇒保育料/介護料を上げるという流れになるかと思えます。

児童課の指導員さんは東村山市の正規職員という事で、当然のお給料をもらっているのだと思いますが、それは指導員として妥当である給料であり、そこに市が給料を払いたくないと考えるのはナンセンスです。

指導員さんの仕事内容を市はどれくらい重要であると考えているのでしょうか。察するに軽視しているように思えます。

市の職員として、安易に退職も考えることのない、責任とプライドのある正規職員さんだからこそ質の高い保育と指導ができるんだと思っていますが市としてはどう考えているのか。

(10)突然の職員の切り替えなどはないのでしょうか。

(11)「東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドライン(案)」に対するパブリックコメントの意見38と、それに対して、「1日は嘱託職員だけで運営する状態」「補充されるのは正規職員ではなく嘱託職員だけ」「現状では週に1日、また長期休暇期間においては1日のうち数時間、正規職員不在の状態」という職員体制については、「学保連との協議を経て今後嘱託職員化や民営化に賛成し、東村山市が運営体制を変える場合、改めて見直されるべきだと思っています。」との検討結果があります。今回の民営化の検討にあたり、このような現状追認の職員状態を、民営化前に見直す必要があると考えます。見直しの協議時期を教えてください。

## 2、ガイドラインについて

(1)ガイドラインについても民営化したら守られるか心配。守られるといえる根拠は何か。

(2)、ガイドラインを必ず守らせる、ということは強制できるのか。

(3)ガイドラインの利用方法

懇談会でも質問にあったように、公設公営を前提として制定されたガイドラインをそのまま民営化に転用されていいものか疑問が残る。また、その事実を知らない人が大多数であることを前回の懇談会で知ることが出来ました。現状のガイドラインでは何が不都合で、何が平行採用でいいのかをきちんと見極め、事業者を決めるまでに民営化を含めたガイドラインの見直しをすることが急務であると感じます。見直しについてはどう考えているのか。

## 3、引継ぎについて

(1)公営⇒民営への切り替えについて、他自治体で、十分な引継ぎが行われないうまま、民営

化の日に職員が全員切り替わったため、大混乱に陥ったケースがあったと聞いております。引継ぎに十分な期間を設けて頂きたいのと、民営化後、1カ月程度、現職の職員の方が残り、引継ぎに問題ないことを確認した上で、正式に民間に引き渡すような引継ぎ手順として頂きたいです。そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

(2)現職員には引継がれてきた保育や保護者会とのイベントも含めたノウハウがある。これらの引継ぎなどはどうなるのか。1か月ではそれらの引継ぎはできないのではないのか。そのあたり、市としては何か考えがあるのか。

(3)指定管理者への引継ぎ、合同保育が3月となっており4月からは指定管理者での運営となっているようですが、新入生の1年生が入ってくる時期でもあり、児童も落ち着かない時期に引継ぎは難しいと考えますがいかがでしょうか。また、建物も新築であり、建屋の危険箇所などの把握が難しいと考えますが具体的な対応策はあるのでしょうか。

(4)民営化引継ぎ期間

民営化への引継ぎが現状1か月しかない計画のようですが、あまりにも短すぎると思う。児童クラブの公設公営から民営化への変化は事業の事務引継ぎではないと考える。人が伴っています。児童ひとりひとりの引き継ぎが1か月で行えるとは思えない。引継ぎ期間を延ばすことは考えてもらえないのか。

#### 4、運営内容について

(1)ボランティア活動の継続について青葉町学童クラブでは、子ども達の保育の補助をしてくれるボランティアの方々がいらっしゃいますが、民営化となった場合、継続して保育補助をして頂くことは可能でしょうか。ボランティアの方々の保育補助により、外遊びをのびのびとできる環境を得ることができておりますが、民営化後、ボランティアの方々の補助が不可となると、子ども達の体力・運動神経の低下が懸念されます。

(2)見守りさんという年配の方々がいる学童もあるようで、ボランティアで下校時の付き添いや学童行事への参加・支援をしていますが、民営化によってこのような活動が出来なくなることはありますか。年配の方々と触れ合いを通じて、子ども達は色々なこと(マナー・ルール、お年寄りをいたわる心)を学ぶ事が出来るため、このような交流が末長く続いてほしいと願っております。

(3)その他、青葉学童クラブの場合、災害時に避難所としてクラブが一般解放され、寸胴などのクラブ保有の備品も提供されると聞いておりますが、そういった機能は民営化した後も残るのでしょうか？

(4)地域との関わりを維持できなくなるのではないのか。地域の防災拠点としての機能を向上させる取り組みを実施しており、災害時の炊き出し設備の充実や地域合同の防災訓練を実施している学童もある。民営化された際にいままで同様の対応が出来なくなる恐れがある。また、児童が帰宅する際の見守りボランティアの方々と関わりが、これまで通り維持できなくなるのではないのかという懸念もある。そのあたりへの配慮は何か考えているのか。

(5)開所閉所時間の延長、長期休暇中の昼食の提供は、民営化後には対応してもらえるのか。

(6)追加料金でもいいので、習い事を学童内で行うなどの付加価値はつくのか。

- (7)現在の保育の質を保つ具体的な対応、手立てはあるのか。
- (8)民営化されて保育の質、カリキュラムの質が上がる具体的な手立てなどはあるのか。
- (9)保育時間の延長は可能なのか。
- (10)学童ごとに行事、保育料、保育時間、保育の質にバラツキが出てしまうのではないのか。  
その懸念がないならばその理由を教えてください。
- (11)預かり時間の延長で、例えば朝8時から夕方18時までの預かりが可能か。
- (12)昼食の提供はできるようになるのか。**
- (13)民営学童についても要望書の窓口は市としてもらいたいと思うか。
- (14)長期休みだけでもいいので、学童に行けるようになるかと思っておりますが、民営化することで何かそのあたりの手立てや見直しはあるのか教えてください。
- (15)延長保育は確実に行ってもらえるか約束は可能ですか。
- (16)民営化して、延長保育以外にも良いことがあれば、具体的にあげてほしい。
- (17)民営化にあたり、指導品質等の基準はもちろんのこと、それを監査する機関も設けることができるなら、とてもすばらしい事案になるのではと思料します。具体的な対応策などはありますか。
- (18)雨の日など室内遊びをするには学童は狭すぎるので、学校の空いている教室や図書館なども利用して保育をしてもらえるよう、業者に提案して頂きたいと思うか。
- (19)第二だけ民営化すると、保育時間に差があったり、おやつが違ったりしたら子供たちがどう思うかな、と心配しています。第一・第二とで、民間業者が入った場合、どこまでが同じ保育で、どこからが違う面が出てくるのか、具体的ところを教えてください。
- (20)学校が休みの日だけ行けるとか、時間延長など保護者の意見がどのくらい採用されるか、民間業者ではどこまで対応してもらえるのか教えてください。
- (21)長期休暇の際の給食の外注は可能か。
- (22)従来の公設公営に無い自主事業サービスを求めるには、どのような手順を踏むのか（事業者と父母会の直接交渉によるのか、それとも間に市が入るのか、そのサービスを受け取るための追加費用を決めるのはどこに決定権があるのか、等）。

## 5、保育料について

- (1)民営化によって、保育料はどの程度増減しますか？
- (2)保育料・そのほかのサービスの料金はどこへ支払うことになりますか。保育料（5500円）は一旦市に振り込み、市より指定管理者に支払われるのでしょうか。市への振り込みは手数料がかかりませんが指定管理者への支払いについて半年支払い、月払い、手数料などがどうなるか今後明確に教えていただけることは可能でしょうか。
- (3)延長などが行われる場合は別請求でとありますが、保育園では現金でのやり取りでしたが、指定管理者の場合はどのようにすると予測されますか。保護者が児童クラブへ行くことが難しく児童に持参となると学校へ持たせるということではできないと考えます。任期が切れる5年毎に支払い方法が変わるのも保護者にとっては非常に負担です。

## 6、民営化の理由について

- (1)民営化のメリットとして、「事業者の自主事業実施によるサービスの拡充が得られる」とありますが、具体的にどのような自主事業サービスが発生するのですか。
- (2)民営化にあたっての市の予算取りは決まっているのか。従来の公設公営で運営されている児童クラブ1ヶ所の予算に対し、民営化される児童クラブの予算は増える or 減るのか、の試算はされているのですか。
- (3)民営化のメリットを教えてください。予算の削減が主でしたら子育て支援や働く女性を応援するという国の政策と真逆な事業だと思う。そうでないとしたらなおさらメリットを教えてください。
- (4)人の命を預かる仕事を委託や民営化にし、質が悪くなった場合、危険にさらされるのは子供たちとなるのが心配である。質が悪くならないという理由を教えてください。
- (5)市の教育委員会や小学校は放課後のありかたについて口を出すのに、学童だけ民営化にして外部委託とする理由がわかりません。理由を教えてください。
- (6)29年4月からの実施の話を市がこれまでしてこなかったのは誠意がないと思う。もっと以前から決まっていたはずのことを、これまで告知してこなかったのは議論をさせないためかとも考えてしまうがどうか。そうでないならば、1年や2年先延ばしできちんと議論させてもらえないのか。なぜこんなに急に決まったのか、建て替えはもっと以前に決まっていたはずだが何故か。
- (7)民営化対象児童クラブについて  
今回、建直しをきっかけに野火止第二児童クラブが民営化の対象となっているようだが、第一、第二とある児童クラブで児童数も多い児童クラブで民営化を発足させるリスクの大きさを、市はどのように考えているのか？ 単独の児童クラブ、小規模児童クラブ、そのようなクラブで民営化の職員と正規職員と1年程度の平行保育が必要だと思いがそのあたりの検討はしたのか伺いたい。
- (8)民営化で得られる市のメリットが不透明  
財政難から児童クラブに白羽の矢が立ち、指導員を減員させ、民営化まで進める今回の方向にやはり保護者として納得ができません。指導員の定年退職者分の補充はなく、配置見直しをして新規採用数職員は別課に配属されていることもあるのかもしれないのだと思いますが、児童課の優先度は低く、市は、指導員は代替えの民営化にすればいいという安易な考えがあるように思います。いかがでしょうか。
- (9)民営化でどれだけ財源が浮くのか、市にどれだけメリットがあるのか、概算は出ているようですが、その内訳も数値ひとつでも不透明です。影響を受ける保護者に納得いくようなアウトプットをお願いしたいが、どうでしょうか。
- (10)民営化について  
大多数の保護者は東村山の児童クラブの質が高いから東村山市に住んでいるわけではありません。ただ、保育の環境が現状システムであっただけであり、既に民営化が採用されていたのであればそれに倣って保育をお願いしていると思います。  
しかし、現状の東村山市の保育(指導員)の質は高く、保護者は満足しています。だからこそ、このままお願いしたいという願いがあります。  
民営化についてすべてを否定しているわけではありません。保育時間の延長、お弁当の手

配、中抜け、塾への送迎など魅力もあります。選択型になることは時代に沿っており、むしろ良いことだと感じます。

ただ、現状公設公営から民営化に変換となると、あまりにも準備ができていないと感じざるを得ません。また、将来は全クラブが民営化となるのも問題であると考えます。

よって、公設公営からの民営化ではなく、児童クラブの不足している場所には民営事業が参入し児童クラブを追加することが最善であると考えますがそのあたりの検討はしたのでしょうか。

働く保護者と市との間で協議し、構築していくことはとても難しいことだと思いますが、児童の為、保護者の為、市の為にも時間をかけ、失敗のない民営事業の参入が出来ればと思います。

## 7、保護者会について

- (1)今まで培ってきた保護者と学童の関係性の維持について、何か手立てを考えているのか。
- (2)父母会主催で行われている行事を、学童が主体になって行ってくれることは可能なのか。
- (3)保護者会組織は市としてどのように考えているか。保護者会は第一・第二に分かれるのか。
- (4)保護者会主催の行事対応はどうなるのでしょうか？ 今までどおり、職員の協力は期待してよいのか。
- (5)公設公営同様の保育実施をするにあたり第一野火止児童クラブの職員と連絡調整とあります。現在野火止児童クラブには保護者会がありますが民営時には保護者会は第一・第二に分けることになるのでしょうか、現在、市への要望書なども出していますがこのような要望を取りまとめ、市からの指導が可能な契約でしょうか
- (6)ガイドラインでは、保護者会がある事が前提であり、保護者会行事へ参加も行うとありますが指定管理者側の協力も同様に、行事参加が可能と考え良いのでしょうか（例：行事への参加、実行委員会との行事打ち合わせ、児童との行事に向けての練習など）。
- (7)保護者行事での事故に伴う保険については、預かり児童に対しては今までは保険がきいていましたが（宿泊はNGでしたか？）、今後同様な保険での契約をすることも選定条件に入っていますでしょうか？

## 8、入所基準について

- (1)障がい児の受け入れについて心配がある。同じ障がい児でも、手の掛かる子は受けたくない、民営だとあからさまに断ってくる事例を他の市でよく聞きます。公営は民営よりそこは手厚いのは事実で、重度の子は公営に集まってくる現状があります。数値の上ではガイドラインで決められているし、決まった枠は埋めてくれると思いますが。そのあたりの具体的な対応策はあるのか。
- (2)障がい児枠が最低でも今より減らない保証はあるのでしょうか？
- (3)民営化になっても、入所の審査基準は変わらないのか。
- (4)民営化で6年生までの対応は今まで通りなのか。
- (5)受け入れ人数を増やしてもらうことはできるのか。せめて待機児童の解消はしてほしい

が可能か。

#### 9、業者の選定について

- (1)基準の設定が難しいですが、ある程度柔軟な対応が可能なのも、条件として頂きたいです（例えば、保護者主催のイベントへの可能な範囲での支援、悪天候時の開錠時間前の児童受け入れなど）。そのあたりの対応はどのようにお考えでしょうか。
- (2)運営主体の選定にあたっては5年以上の確約をとることはできないのか。
- (3)実績や口コミ的なものが好評価なところを選定したい。安かろう、悪かろうは避けてほしい。プロポーザルの際に、その点のところもわかる資料の収集もしてもらえるのか。
- (4)プロポーザル方式で業者が選定されるそうですが、全評価項目、各評価項目における評価点、評価委員の肩書・氏名など調達手続についての情報を可能な範囲で提供される予定はありますか。
- (5)メリットに掲げている『安定運営が確保される』の根拠はどのあたりにあるのか。デメリットに『事業者の経営基盤が脆弱な場合は、不安定な運営になる可能性がある。』と記しているように、安定した運営が確保される保証はなく、むしろ心配しかない。事業者の選択は市、保護者共にとあるが、他市での経験や実績などを見て判断するのであると思うが、見極める力があるのか不安があると思うがどうか。

#### 10、その他

- (1)先生の変更以外に他に子供たちの身になにか起こりますでしょうか。
- (2)万が一責任問題があった場合の責任の所在はどのようにするのか。市に監督責任というものはあるのか。
- (3)民営化した場合の運営の責任の所在はどうなるのでしょうか。全ての責任は業者にあるのか。
- (4)民間の事業者が急に閉鎖することになった場合、どうするのか。突然閉鎖しないために対策や補助のようなものはあるのか。
- (5)移行後に、例えば年間ごとに公設民営方式のメリット、デメリット等について情報提供される予定はありますか。
- (6)有事の際、最近では学校に爆発物を置くなどの怪文書がありましたが、その場合の指示系統についての基準を指定管理者と取り交わしが可能となっているのでしょうか。情報が遅く対応に差が出るということは起きませんか
- (7)学校より児童を通して月の行事日程（下校時刻などが分かるよう）の書かれたプリントが児童クラブにも行くように富士見児童クラブには連絡袋がありますが、民営化になった場合には同様に行うことが可能でしょうかそれとも、保護者が児童を通して綿密に連絡を取って行かないと難しくなるのでしょうか。
- (8)指定管理者が万が一、当児童クラブまたは別の事業にて大きく問題（事故、事件）を起こした場合、また、倒産などが起き、児童クラブの運営を急に行えなくなった場合について市から指導員を派遣して翌日以降も保育が可能な状況を維持することが可能な計画案はお持ちですか。

- (9)保護者の反対を押し切ってまで民営化はしない、という市からの発言が本年2月の懇談会の席上でありました。その発言もあることから、民営化検討会にも学保連は参加しています。この点について民営化検討会やプロポーザルなどを通じて、保護者の反対が強い場合には民営化はしないと考えています。再度確認させてください。
- (10)第1回目の検討会の際に、この場は民営化の是非を検討する場ではない、という発言がありました。民営化は保護者と話し合いながら進めていく、という考え方ならば、民営化の検討会の前、あるいは民営化の検討会の途中や後に、是か非かの話し合いの場を持つのが筋です。話し合いには当然、是か非も含めないと話し合いにはなりません。市の態度は、話し合いをする、と言いながら、民営化する、しないのところは、話し合いはしないさせない、という態度だと感じます。そのあたりの市の考え方を教えてください。
- (11)5月の懇談会での市長の説明では、職員が集まらないことから民営化止むなし、ということでした。市では正規職員は採用しない、嘱託職員の給料は上げることはできない、と言っていますが、これでは職員が集まらないのは市が集まらないようにしているから、というのが率直に思うところです。逃げ場をふさいでおいて、がんじがらめにしていると感じます。市は、そのあたりどう考えるか教えていただきたい。
- (12)子育て世代を助けていく補助が出るのか教えてください。

以上